

## 令和6年度第7回子ども・子育て会議 会議録

### 日時

令和6年10月24日（木）午後2時から4時まで

### 場所

流山市役所第1庁舎4階第1・第2委員会室

### 出席委員

村上 涼会長、田中 由実副会長、箱田 久美子委員、上橋 泉委員、藤本 喜代美委員、若松 文委員、矢部 ひとみ委員、堰塚 裕一委員、小澤 孝江委員、長谷部 敬子委員

### 欠席委員

蛭原 正貴委員、藪本 敦弘委員、設楽 小百合委員、森下 温子委員

### 傍聴者

4名

### 事務局

竹中子ども家庭部長、小谷子ども家庭課長、宮澤健康福祉部次長兼障害者支援課長、中橋保育課長補佐、岸川健康増進課課長補佐、小谷子ども家庭課子ども政策室長、岩田教育総務課学童クラブ運営係長、北根子ども家庭課主任主事、梅田子ども家庭課会計年度任用職員

### 議題

- (1) (仮称)流山市こども計画（素案）について
- (2) その他

### 配付資料

資料1：(仮称)流山市こども計画（素案）について

資料2：(仮称)流山市こども計画の答申（案）について

参考資料：第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」

## の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）

### 議事録《概要》

#### 《村上会長》

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第7回流山市子ども・子育て会議を開会します。

初めに、本日の出席をご報告します。ただいまのところ、出席委員10名、欠席委員4名であります。よって、定足数に達しておりますので会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、議事に入ります。初めに、議題の（1）について、「（仮称）流山市子ども計画（素案）について」です。前回に引き続きの議題になりますが、事務局から資料1に基づき、（仮称）流山市子ども計画（素案）の概要について説明していただきます。今回は章ごとの内容を確認していただきたいと思います。

それでは、事務局から資料1の第1章及び第2章について、まず、説明をお願いします。

#### 《事務局》

資料1：（仮称）流山市子ども計画（素案）について

第1章及び第2章について 説明

#### 《村上会長》

以上で事務局から第1章及び第2章の説明は終わりました。

このことについて、記載内容等に関するご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。若松委員お願いします。

#### 《若松委員》

文字のことで確認なのですが、第4章までの「こども」は平仮名で、第5章から「こども」の「こ」が漢字になっているのは、これは子ども・子育て支援事業計画など法規定がある場合は、「子」は漢字というふうに分けていらっしゃるのですか。

《村上会長》

事務局いかがでしょうか。

《小谷室長》

「こども」の表記については、5ページに記載させていただいております。特別な場合を除き平仮名表記の「こども」を用いることとしますということで、特別な場合とは、法令に根拠があることに用いる場合、固有名詞を用いる場合などとさせていただいております。例えば、子ども・子育て支援事業計画に関しましては、子ども・子育て支援法に基づいて定めている計画になりますので、「子」だけ漢字という形になっています。

《若松委員》

了解しました。

《村上会長》

その他いかがでしょうか。何かご感想等でもあればお話しいただければと思います。

矢部委員お願いします。

《矢部委員》

市民委員の矢部です。よろしくお願いします。

感想に近いのですが、幼稚園に入園するこどもが減っていて、保育所に入所するこどもが増えているところから考えますと、働くお母さんが増えていらっしゃるというところは確実なものなのかと感じました。

働くお母さんが増えているというところで「お子さんと接する時間が減っているところではお母さんも余裕がなくなっている。」「なぜ働くか」というと、働かないと収入は得られないため、仕方なく働いているお母さんも多い。」このような印象を受けています。こどもの笑顔を気に掛けるまでお母さんの余裕がなくて、手が付けられていないところが子ども達の現状の期待感や満足感が下がっているところや、困っているところにつながってしまっているように感じました。

《村上会長》

矢部委員ありがとうございます。

ワークライフバランスというところの難しさを抱えている家庭も多いのではない

かと思います。そうなってくるとやはりワークライフバランスも含めて計画していく面も必要になってくるかなと思います。

他にいかがでしょうか。長谷部委員お願いします。

《長谷部委員》

25 ページ、(7) 小学校・中学校の状況の学校数ですけど、今、市内の小学校は2校増えて19校だったはずですよ。年度での違いを即答できず大変恥ずかしくて、ここで発言するのも悩んだんですけど、もう1度確認させていただいて、また、ご連絡していただければと思います。

《村上会長》

これに関して、事務局の方は何かございますか。

《小谷室長》

改めて小学校数を確認させていただきます。申し訳ございませんでした。

《長谷部委員》

今は2校増えて19校なので、令和5年は17校だと記憶しているのですが、また、後で確認してお伝えします。

《村上会長》

では、確認事項ということでよろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。特にご意見がないようでしたら先に進めさせていただきます。

各委員からご質問、ご意見ありがとうございました。1つ確認事項がありますのでその点はよろしくお願いいたします。

それでは、資料1の第3章から第4章です。事務局から説明をお願いいたします。

《事務局》

資料1：(仮称)流山市こども計画（素案）について

第3章及び第4章について 説明

《村上会長》

以上で事務局からの第3章及び第4章の説明は終わりました。

このことについて、記載内容等に関するご質問やご意見等をお願いいたします。  
いかがでしょうか。

はい、若松委員お願いします。

《若松委員》

若松です。説明ありがとうございました。

88ページ、「施策の方向性（3）質の高い学校教育の充実」の部分で、令和7年度改定の「流山市教育振興基本計画」が記載されていますけれど、こちらの「流山市教育振興基本計画」との内容の擦り合わせみたいなものは実際にはどのようなものになっていますか。

《村上会長》

はい、事務局の方いかがでしょうか。

《小谷室長》

ご質問ありがとうございます。

「流山市教育振興基本計画」についてですが、こども計画と同様に今現在、策定途中のものになっております。

現行の「流山市教育振興基本計画」とは、連携を図っていくという形で位置づけています。

こども計画の事業の中にも、教育関連の事業を掲載している状況ですので、しっかり連携を図っていきたいと思っております。

《若松委員》

ありがとうございました。

あともう1点、100ページ、事業番号118「高齢者ふれあいの家でのこどもと高齢者の世代間交流」は、今までも取り組まれていると思いますが、例えば、北部の森の図書館の隣にある高齢者ふれあいの家がもう少し子育ての世代の方にも使いやすくできないかなと思っています。やはり高齢者との交流事業以外での利用はなかなか厳しいのでしょうか。

《村上会長》

子育て世代も使いやすくという環境整備のところですね。

《小谷室長》

ありがとうございます。

高齢者ふれあいの家での確認ですが、こどもも使いやすくということですか。

《若松委員》

例えば、東深井地区の場合は、児童館等からも遠く、なかなかこどもが遊べる施設がないものですから、高齢者ふれあいの家が図書館の隣にあり、こどもたちや子育て世代ももう少し使えるような多機能なものになれば非常に東深井の地区の方たちには使いやすい施設になるのではないかなと思っていましたので、今回、意見として出させていただいた次第です。

《小谷室長》

ご意見ありがとうございます。そのような意見を承りまして担当課含めて、検討していきたいと思います。

《村上会長》

はい、田中副会長お願いします。

《田中副会長》

現状値が、何%と書いてあるのですが、これがどこから出てくる数字なのかというのはどこかに書いてあるのでしょうか。

《小谷室長》

成果指標の目標値の現状値ということよろしいでしょうか。

この現状値をどこから持ってきたかという点については、具体的には書いておりません。用いているものとしては、今までに実施したこども・若者の意識調査だったり、こどもの生活状況に関する実態調査やニーズ調査、まちづくり達成度アンケートなど、それぞれの指標から用いています。

《田中副会長》

ページを増やして、これはどこから取って何通出して何通返ってきたとかの回答

率がないと何人なのかという計算ができないかなと思います。

それから、８９ページ、事業番号１「こどもの権利保障に関する周知・啓発」のところで前回の会議でも少し発言をさせていただいたのですけれども、こどもにこどもの権利を知らせることを重点に考えていただきたいと思います。こどもの権利イコールいじめ防止事業ではなく、子どもの権利条約の４原則を含む、こどもの権利をこどもに知らせるところで、今全体でお話していただいて、皆さんも感じていらっしゃると思うのですけれども、本当に今保育所に行くこどもも多くて、小学校へ行っても午前７時、８時頃から、学童クラブや延長の預かりなども含めて、午後６時、７時頃まで１１時間ずっと家にいないような状態のこどもがとても多くなっています。

それに加えて、習い事をたくさんしているという現状も、ファミリーサポートをしているととても多いと分かります。ファミリーサポートに頼んでも習い事をさせたいという人がとても増えています。そのため、こどもが休めないということで、そのこどもの休む権利やそういう意見を大人に言えるというような権利も入れていただきたいと思いますので、１つの意見としてよろしくお願いいたします。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。こどもの権利に関するところのご意見ですね。

小澤委員、お願いします。

《小澤委員》

先ほど若松委員が言っていた「流山市教育振興基本計画」との折り合いもあると思うのですけれど、どうしても学校の中で、こどもが大人から言われることが多いとどんどん黙ってしまうようになるので、スクールソーシャルワーカーのようなこどもの方に寄り添える大人が学校側に多く入っていくといいだろうと思っています。

スクールソーシャルワーカーが、クローズアップされてきていると思うのですけれど、流山市は、まだここが薄いと思うので、そこをもう少し、教育委員会と一緒に話されて、こどもにしっかりと寄り添える大人がいるような状態になったら、こどもたちの幸せにつながっていくと思います。よろしくお願いします。

《村上会長》

スクールソーシャルワーカーのところですね。スクールカウンセラーの配置はあると思うのですけれども、先日のこども会議でもこどもが相談しにくいという意見

があったところからも、どういうふうにカウンセラーを配置するのかなどいろいろ考えて欲しいと思います。

私からも1点、100ページ、事業番号119「乳幼児期のこどもを持つ方の交流の場の提供」の取組内容の最下行に「・双子や三つ子のための「さくらんぼクラブ」など」というふうに書いてあるのですが、表記についてお話しします。以前、私に関東多胎ネットと流山ふたごの会の調査結果を論文でまとめるときに、双子という漢字ではなくて平仮名を使ってほしいという意見が当事者から出ました。それに三つ子に関しても、平仮名で、それぞれこどもが違うので、数字を想定させられるような三つ子とかはやめて、平仮名で表記してほしいという意見がありましたので、ご参考までにお話ししました。

その他いかがでしょうか。はい、矢部委員お願いします。

#### 《矢部委員》

市民委員の矢部です。よろしくお願いします。

87ページ、重点事業の事業番号103「幼保小の連携」の成果指標「幼保小関連教育研究参加延べ人数」の現状値302人の内訳を知りたいと思ったのですが、参加される方は主に小学校の先生や幼稚園の先生だと思いましたが内訳がお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

#### 《長谷部委員》

保幼小関連教育研究会の参加者は小学校の教員と保育所の保育士、あとは幼稚園の先生方にご参加いただいております。今年度は、3回の研修会を実施しております、参加延べ人数が302人でした。

参加者の内訳は、資料が手元にないので厳密にはお伝えできませんけれども、それぞれ3回の研修会には、小学校の先生は必ず1校1名来ていただいているというところで、残りは、保育士又は幼稚園の先生になります。第3回は引継ぎ会で、療育の先生にも来ていただいております。大まかな内訳でよろしければ、以上です。

#### 《矢部委員》

どのくらい密にお話しされたものなのかと気になっていまして、これは前回の会議で発言させていただいたグレーゾーンに関する引継ぎとか、こちらの研究会の中で、こういう子がいるよというような引継ぎがされているのか気になったので質問させていただきました。

ひとつ共有させていただきたいのですが、こどもは大人の言うことは絶対と感じ

ているところがあります。例えば、「給食は残してはいけない。」ということを「食べられる範囲でいいよ。」というようなニュアンスで言ったとしても、こどもは、「残しちゃいけない。」「無理してでも食べなきゃいけない。」と受け取ることもあります。無理して食べる子が実際にいるそうなので、先生は強制するつもりで言ったのではないのだけれど、そういう事例がありますということで、配慮をしていただけたら、親としてはとても助かると思います。ただ、大人の発言はそういうふうに捉えられる可能性があることも大人としてご理解いただけると、こどもに対して優しい大人が増えていくのかなというところをお願いしたいと思って発言させていただきました。よろしくお願いします。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

長谷部委員、何かございますか。

《長谷部委員》

引継ぎの件について、ご質問があったと思いますのでお答えさせていただきます。研究会の中でも幼稚園の先生、保育所の先生、小学校の先生でグループ協議をしながら、教育内容とか保育内容、どういう取組をしているのかという協議をしており、引継ぎ会という会を設けて、こどもの情報を引き継げる形で開催しております。また、幼児教育・保育施設、小学校等と個別に連絡を取り合って、こどもの情報をきちんと引継ぐことはしていただくようにしています。低学年だけではないと思いますけど、先生の指導のことについては、貴重なご意見をありがとうございます。指導課の方に持ち帰りたいと思います。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。はい、藤本委員お願いします。

《藤本委員》

87ページ、事業番号103の成果指標に「保幼小関連教育研究会参加延べ人数」がありますけれども、前のページの86ページ、事業番号96の成果指標だと「幼保小関連研究会参加人数（延べ人数）」となっています。保幼小なのか幼保小なのか用語を統一した方がいいと思いました。

それと「取組」の表記に関して、51ページ、下の枠内の2行目では「取り組

み」となっており、その下行からは、全部「取組」になっており、「り」と「み」の送り仮名がないです。また、45ページ、「2 基本理念」の上の枠内では、「こどもの権利を保障するための取組を進め」となっており、送り仮名がありません。これで表記を統一するのか疑問に思ったので発言させていただきました。

《村上会長》

表記の問題が出ていますので、それを事務局の方で検討していただいて統一していただければと思います。

小澤委員、お願いします。

《小澤委員》

前回の会議で、幼保小というところに学童クラブもというようなところが入っていたと思います。本当に今、学童クラブに行っている子は、クラスに半分以上いるような状況になっています。ここに学童クラブが入っていないのは、もう遅過ぎるような気がして、入ってくるかと思ったのですが、今回入っていないので、そのところはどうかかなと思いました。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

学童クラブの話がありましたので、堰塚委員どうでしょうか。

《堰塚委員》

学童クラブは、学校と一体化という感じで捉えていただいても良いかなと思っていますけれども、やはり学校との連携というのは意識しておりますので、例えば、学校と保育所や幼稚園等と実質連携していただいている現状があるならば、その学校からの連携の中で幼保小の連携をしますので、学童クラブとしては学校との連携ですね。実際に各小学校区に学童クラブが置かれている状況ですし、学校の校舎内型の学童クラブも多々ありますので、実証的な学校との連携ですね。ここを非常に重視しておりますので、それに関しましては、各校舎の方で運営しております学校におきましては、ある程度学校の連携が図れていると見込んでおりますので、学校のくくりの中に学童クラブは含まれているとの理解を得られればと思っています。

《村上会長》

上橋委員、お願いします。

《上橋委員》

学童クラブのところについて、学校の敷地内では例えば校舎内での連携となると思うのですが、学校の敷地外の学童クラブについて、特に駅周辺のところと学校の連携はどうなっているのでしょうか。

《村上会長》

堰塚委員、お願いします。

《堰塚委員》

おっしゃるとおり、学校の敷地内型の学童クラブと比べ、敷地外型の学童クラブでは物理的な距離がありますので、その距離を意識している分、より密接に学校との連携を図っているということがあると聞いております。私が担当しているのは、学校内型の学童クラブでしたので、それに関しましてはお伝えしたとおりではあるのですが、敷地外型の学童クラブにおきましても、よりその部分を意識していると聞いています。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

学校外にある学童クラブの方でも、学校との連携を密にしているということですね。ただ、学童クラブに通うこどもがかなり増えていることと、学校が把握してなくても学童クラブで把握される事案というのはやはりあるかなと思いますので、そういう意味で、幼保小の連携といったところに、学童クラブというところが含まれるかもしれないし、今後、密接に連携していくかもしれないというところは、考える余地が十分にあると思います。

その他いかがでしょうか。若松委員お願いします。

《若松委員》

学童クラブに関連してお伺いします。流山市は、学童クラブの預かりが長くて帰りが遅いという話も出ていましたが、学童クラブに通っていないこどもたちも放課後残って活動できる放課後クラブのようなものは当面、設置がないというふうに理解してよろしいですか。今回のこども計画に、そういったものが入ってきていないように感じたので質問させていただいた次第です。

《村上会長》

学童クラブに通っていない子どもですか。

《堰塚委員》

放課後こども教室ですかね。

《村上会長》

放課後こども教室について、事務局の方から何かございますか。

《小谷室長》

現在のこども計画の中には、いわゆる放課後こども教室というものの位置づけはしていません。放課後こども教室というような言葉は、入ってはいないのですけれども、こどもの居場所ということで、少し若者というところにも入っていますけれども、児童館、児童センターの運営等を重点事業に定めるというところはしているということで、現時点ではこどもの居場所の充実を児童館、児童センターに係る1つのものとして捉えております。

《村上会長》

こどもの居場所という中で、放課後こども教室の位置づけというところも検討していくということでしょうか。

《田中副会長》

それに関連して、先ほど私がお話ししたと若干矛盾することではあるのですが、学童クラブに行くには何時間か親が働かなければいけないという基準があります。でも、その基準に満たなくても、パートとして働いている親がいて、こどもが小学校早帰りのときに仕事をどうしようかとなることがあって、ファミリー・サポート・センターに問合せがあったりもするのであるけれども、そういう人も多いと思います。例えば、午後5時まで小学校で預かりがあるので、多分それに救われている人はいるだろうと思いますし、それがあるから働けるという人もいるだろうと推測されます。

ランドセル来館が十太夫の児童館でしているというので、何年ぐらいやっているのですか。利用率は、きっと調べれば分かると思うのですが、このような取組を他の児童館にも広げていくとか、そういうのは本当に一言書けばいいだろうなと思います。

《村上会長》

ありがとうございます。

その他はよろしいでしょうか。長谷部委員、お願いします。

《長谷部委員》

85 ページ、「施策の方向性（２）幼児教育・保育の質の向上」「現状の課題」の1 文目に「保育施設や学童クラブの「量」の充実のみならず、「質」の向上を行うことが求められています。」という文章があったので、この中に学童クラブもあるのかなと思っていたのですけれどもありませんでした。その前の83 ページ、事業番号90「学童クラブの運営」に運営や質の向上のところが述べられていますので、この文章はもしかして「施策の方向性（１）乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実」の方に述べられている内容なのかなというふうに思いました。

先ほどから出ている、幼保小の連携、学童クラブとの連携ということについては、前回もご意見いただいておりますので、そこも含めて検討してまいりたいと思います。

《村上会長》

ありがとうございます。第3章、第4章については、よろしいでしょうか。各委員からご意見ご質問ありがとうございます。

表記の問題がいくつか出まして、その他に、幼保小、学童クラブとの連携の話、こどもの権利というところが、こども自身が分かっていく必要があるというような話など多岐にわたりご意見をいただくことができてありがとうございます。

それでは、最後に、資料1の第5章、第6章並びに資料2について事務局から説明をお願いいたします。

《事務局》

資料1：（仮称）流山市こども計画（素案）について

第5章及び第6章について

資料2：（仮称）流山市こども計画の答申（案）について 説明

《村上会長》

以上で事務局から第5章及び第6章並びに資料2の説明は終わりました。このことについて記載内容等に関するご質問やご意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。藤本委員お願いします。

《藤本委員》

126 ページ、(19) 産後ケア事業、新規ということで、私も保育所においては、保護者支援の相談にたくさん乗っています。産後、どうやって育てたらいいのだろう。どうしたらいいのだろう。など知りたいことがたくさんあります。

健康増進課の方がこのような事業をしていただくことはとてもありがたいことで、この方たちはどのような資格を持ったものなのか分かる限りでいいですけど教えていただきたいことと、これは有料なのか無料なのか、現在わかることを教えてほしいと思います。

また、これはこれからどのような広報で皆さんに分かるかということをお教えいただきたいと思います。

《村上会長》

事務局いかがですか。

《岸川補佐》

健康増進課課長補佐の岸川です。よろしくお願いします。

先ほど産後ケア事業のことをご質問いただきまして、まず、資格ですが、産後ケア事業を委託しているところが病院と助産院になりますので、資格としては、助産師や看護師という方たちになります。

次に、産後ケア事業ですが、所得に応じた自己負担をいただいて実施しております。

周知につきましては、母子健康手帳を交付するときに1通りご心配事とか色々な情報を妊婦さんからお聞きするのですが、そのときに、ここに書いてあるようなご家族からサポートを受けられる予定がない方とかをその時点で情報収集しております。そういう方に関しては、妊娠届出時はそういう状況だったけれども家族内で調整して、サポートを得られることができたということもありますので出産の近くになりましたらご連絡を取ったりして必要な方に関しては、産後ケア事業を周知しております。

産後ケア事業は、ここには新規事業として上がっているのですが、もう既に実施している事業であります。

《村上会長》

他にいかがでしょうか。小澤委員、お願いします。

《小澤委員》

最後の131ページ、「第6章の計画の推進」の「3計画の点検及び評価」の説明のときに、子ども・子育て会議みたいな審議会をこどもの権利の中で、また作られるという意味合いでおっしゃったのですか。

《小谷室長》

131ページのこどもの権利部会の形についてですが、まだ検討中ではあるのですが、すけれども、流山市子ども・子育て会議のメンバーの中の一部になるのかというところで、こどもの権利部会の設置を予定しております。

《小澤委員》

分かりました。

《村上会長》

箱田委員、お願いします。

《箱田委員》

124ページ、125ページ、新規事業が気になりまして、先ほどの産後ケア事業は既に実施されているということでしたが、124ページの(14)子育て世帯訪問支援事業については、新規ですが、既に実施されていますか。

《小谷室長》

はい、流山市では既に実施をしております。

補足しますと(14)から(17)の中で、実施できてないのは(15)児童育成支援拠点事業が実施できていないことになりまして、それ以外は現在実施をしております。

《箱田委員》

はい、分かりました。

そうすると(14)子育て世帯訪問支援事業は、同数ぐらいで推移するだろうという見込みということですね。

(15)児童育成支援拠点事業については、利用の見込みと確保方策のところは、研究しますということですが、これはやるやらないも含めて検討されるのか、それとも、やろうという前提なのか、やり方を研究するけれども、やりますよとい

うことであれば、何年度を目標とかいうのがないのかなと思いました。

《村上会長》

現時点では、いかがでしょうか。

《竹中部長》

ご質問ありがとうございます。

（１５）児童育成支援拠点事業ですけれども、事業の内容が非常に複雑多岐にわたっている部分もあり、また、他の既に先行自治体でやっているところについては、民間団体に事業を委託して実施しているところがあります。

例えば、不登校のこどもに対する支援事業、こどもの居場所というようなこともあって、流山市でも既に実施している事業がございます。

そのあたりも教育委員会ともいろいろ今後相談をしていかなければいけないのですけれども、現時点においては、ここに書かせていただいているとおり今後のニーズを含めて、実施するかどうかも含めて、まずは、他の先進自治体の事例を研究するというところに今は留めさせていただきたいと考えてございます。

《箱田委員》

分かりました。

私のところで行っている相談やショートステイの実態を見ていくと、こういう不登校であるとか、ひきこもりであるとか、また、家庭養育を十分に受け入れられない家庭であるとかが増えていているという印象を持っておりますので、こういったところができるといいなと思っております。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

ここで切らせていただきまして、各委員からご質問ご意見ありがとうございます。

そして、新規事業に関する質問や期待を込めたご意見というのが多いと思います。本日いただいたご意見等に関して修正の可否及び修正内容については、私と事務局にご一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ご一任ご承認いただきましたので、修正内容等について事務局と調整しまして、（仮称）流山市こども計画（案）として取りまとめたいと思います。

一言、私の方から申し上げさせていただきますと、本日、会議で流山市こども計画（案）がまとまり、来週、市長への答申まで到達できましたのは、ひとえに子ども・子育て会議の委員の皆様のお力があってのことと考えております。令和5年6月頃から、委員の皆様で議論を重ねてまいりましたが、特に後半は1ヶ月に1回という高い頻度でお集まりいただきご検討いただきました。お忙しい合間を縫ってお集まりいただきましたことを、会長として、心より御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

最後に、議題（2）のその他についてです。事務局から説明をお願いします。

#### 《竹中部長》

それでは、まず私の方から事務局を代表させていただきます、一言ご挨拶させていただきます。

今、会長からもお話がありました、（仮称）流山市こども計画の策定に当たりまして、昨年度からこども・若者の意識調査やこども会議が始まりまして、今年度においては、こども計画の骨子から素案を示させていただいた中で、活発なご意見、ご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

今般、こういった素案という形でまとめさせていただきます、来週、村上会長と田中副会長にお越しいただき、火曜日の午後に井崎市長に、先ほどの答申の文書とあわせて、こども計画（案）を諮問していただくということで本当にありがとうございます。

これまで長きにわたり、こういったご審議をいただいたということに関しまして、本当に感謝申し上げたいと思っております。

事務局としても、非常にいい仕上がりになったのかなというふうに思っております、こういった計画をもとに、今後、これを流山市としてどうやってしっかりと進めていくのか、受け止めていくのかということが非常に大事になってくると思いますので、そういった意味での行政に対してのチェックも含めて、今後も、取り組んでいただきたいと思いますと考えてございます。

以上、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

#### 《小谷室長》

続きまして、次回の第8回子ども・子育て会議の日程のご案内になります。

（仮称）流山市こども計画（案）については、11月中旬にパブリックコメントの実施を予定しております。

次回は、パブリックコメント実施後に開催する予定としておりまして、決まり次第、委員の皆様にご連絡をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

《村上会長》

事務局からの案内は終わりました。質問等ありますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次回令和6年度第8回の会議は、（仮称）流山市こども計画（案）のパブリックコメント実施後に開催する予定とのことですのでご承知おきいただければと思います。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第7回流山市子ども・子育て会議を閉会します。

以上